

2025年4月1日 改正

新型インフルエンザ等対策業務計画

2014年2月
九州旅客鉄道株式会社

○ 新型インフルエンザ等対策業務計画（2014年2月27日総総第949号）

第1章 総則

（計画の目的）

- 1 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、九州旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。
- 2 また、この計画の具体的な取扱い等については、「新型インフルエンザ等対策業務計画細則」に定めるものとする。

第1章 総則

（基本方針）

当社は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定。以下、「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（平成20年3月25日制定）及びこの計画に基づき、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、当社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

第1章 総則

（用語の定義）

この計画において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

（1）新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る。）をいう。

（2）新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

（対策本部の設置）

- 1 社長は、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部（対策本部長は内閣総理大臣）の設置が公示され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する当社の対応を協議するため、九州旅客鉄道株式会社新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。
- 2 社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部の設置を指示することができる。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制 (対策本部長)

対策本部長は、社長とする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制 (構成)

対策本部の構成は、別表のとおりとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制 (事務局)

対策本部の事務局は総務部危機管理室とし、危機管理室長を事務局長とする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制 (情報収集及び共有体制)

当社は、平時から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機関から情報入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に社員等に周知する体制を確保する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制 (対策本部の解散)

- 1 対策本部長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合には、対策本部を解散する。
- 2 対策本部長は、当章第1節第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。
- 3 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要が生じた場合は、総務部危機管理室において協議する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制 (関係機関との連携)

当社は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下、「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項 (業務内容及び実施方法)

当社は、安全輸送の確保を最優先として、最大限の輸送サービスの維持に努めるものとする。なお、業務の継続に不可欠な事項について予め別に定めておく。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項 (人員計画)

当社は、社員等の感染状況の把握に努めるとともに、前節の内容に関する業務等を実施するために必要な人員の確保に努めるものとする。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項 (感染対策の検討及び実施)

- 1 当社は、新型インフルエンザ等の発生に備え、予め感染防止対策用品の備蓄を行い、点検し、必要に応じて社員への配布を行う。
- 2 当社は、関係行政機関や他鉄道事業者と連携して、お客さまに対してマスク着用による咳エチケットの徹底等、感染拡大防止への協力の呼びかけに努めるものとする。
- 3 当社は、不要不急の外出の抑制及びマスク着用の指示等、社員等の感染拡大防止への対策を講じる。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

- 1 当社は、平時から正しい知識を習得し、社員等への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。
- 2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

第4章 その他

(計画の見直し)

- 1 当社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、国土交通大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨の公表を行う。
- 2 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

別表
(新型インフルエンザ等対策本部)

